地方裁判所　　支部　令和　　年（再ロ）第　　　号

**再　生　計　画　案**

令和　年　月　日

　氏名　　　　　　　　印

再生債務者代理人　氏名　　　　　　　　印

第１　再生債権に対する権利の変更

　再生債務者は，各再生債権者からそれぞれが有する再生債権について，

１　再生債権の元本および再生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金についての合計額の　　　パーセントに相当する額

２　再生手続開始決定の日以降の利息・損害金については全額について免除を受ける。

第２　再生債権に対する弁済方法

　再生債務者は，各再生債権者に対し，第１の権利の変更後の再生債権について，次のとおり分割弁済をする。

（分割弁済の方法）

再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月から

□　　　年　　　か月間は，毎月　　　日限り，　　　パーセントの割合による金員（毎月の支払分・合計　　　回）

□　　　年　　　か月間は，毎年　　　月および　　　月の　　　日限り，

　　　パーセントの割合による金員（ボーナス時の支払分･合計　　　回)

□毎年　　　　　　　　　　の　　　日限り，　　　パーセントの割合による金員（合計　　　回）

第３　共益債権および一般優先債権の弁済方法

　共益債権および一般優先債権は，

□　随時支払う。

□　令和　年　月　日までに一括して支払う。

□　下記のとおり支払う。

　支払方法（具体的に）

以　　上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 再生計画による返済計画表（案）　② |  | 照会先 | 照会先の電話番号 |
| 〇〇地方裁判所〇〇支部　令和〇〇年（再　）第〇〇〇号再生債権者の氏名　　〇　〇　〇　〇 |  | ※この返済計画表に関する問い合わせは，上記の照会先に直接連絡をしてください。 |
| １　再生計画による免除の率→確定債権総額のパーセントに相当する額を免除３　再生計画による返済方法□毎月の返済→返済日：毎月　　日限り□ボーナスによる返済→返済時期：毎年　　月と　　月の　　日限り□　　か月に１回の返済→返済時期：当該　　月の　　日限り□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 　２　返済期間　□３年　　□５年　　□　年　月　４　返済金の支払方法□振込送金（振込先口座は再生債権者が指定，振込手数料は再生債務者が負担）□持参払い□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 債権者番号 | 届出のあった再生債権者名 | 確定債権額(注１) | 再生計画による返済の総額 | 各　　回　　の　　返　　済　　額　　（注２） |
| 毎月(回)の額 | 最終回の額 | ボーナス時の額 | 最終回の額 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 毎月（回）分 | 最終回分 | ボーナス時分 | 最終回分 |
| 毎月（回）の返済額合計 |  |  |  |
| ボーナス時の返済額合計 |  |  |  |

(注)１　確定債権額欄に記載された金額は利息・損害金を含む（元金，利息，損害金の額を個別に記載する必要がある場合には，その欄内に種別を明示して記入する。）。

２　各回の返済額欄記載の額は，再生計画により算出される額について，×××円未満の端数を切り上げた額であり，最終回の返額で端数調整を行っている。